

「日本版抗コリン薬リスクスケール」データベース利用に関する規約

制定 2024年5月28日

第1条 総則

この規約は、「日本版抗コリン薬リスクスケール」において作成された薬価基準収載医薬品コードを含む データベース（以下、本データ）の取り扱いに関して、必要な事項を定める。

第2条 目的

本データは、学会発表、論文発表、業務および老年薬学の発展に関する目的のために活用する。

第3条 資格

本データを利用し研究等で使用出来る申請資格者は、一般社団法人 日本老年薬学会の会員であることを原則とする。尚、非会員が使用する場合は、申請資格者により申請書内に共同研究者として明記されていることとする。

第4条 手続き

本データの利用を希望する場合は、データ利用申請書により手続きを行い、申請書に記入した目的に沿ってのみ本データを利用する。なお、申請はデータ利用の見通しが立った段階で行うこと。なお、申請を行った研究等以外で利用する場合は、再度申請を行うこととする。

第5条 厳守

本データ利用申請者（以下、利用者）は次の事項を厳守しなければならない。

- 1) 本データを、利用申請書に記入された目的以外に使用してはならない。
- 2) 申請書に記入された利用者だけが本データの利用資格を有し、第三者に提供してはならない。
- 3) 本データを加工して使用してはならない。
- 4) 本データを譲渡、売買してはならない。
- 5) 本データを公序良俗に反する目的に用いてはならない。

第6条 公表

本データを用いて論文発表を行う場合は、Acknowledgement または謝辞欄に「日本老年薬学会 日本版抗コリン薬リスクスケール WG から提供された医薬品データベースを利用した。」「We used the drug code database created by the Japan Anticholinergic Risk Scale Working Group of the Japanese Society of Geriatric Pharmacy.」と明記すること。

なお、オーサーシップルールは定めない。

第7条 責任帰属

本データの取り扱いに起因して発生する事故の責任は、利用申請者に帰し、本学会はその責任を負わないものとする。

第8条 罰則

利用申請者が第5条に違反した場合は、本学会は利用申請者に対する本データ利用の中止及び本データの破棄、損害請求を行うことができる。利用申請者は、これを拒むことができない。

附 則

この規約は、2024年5月28日から実施する。